

役員報酬等及び費用に関する規程

制 定 2012(平成24)年1月21日
2011(平成23)年度第1回臨時総会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤理事とは、代議員総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、代議員総会の議決を受けた常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事の報酬は月額とし、月額400,000円の範囲内とする。

3 常勤理事に支給する報酬月額は、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

4 家族手当、住宅手当及び賞与は支給しないものとする。

5 会長は、本会の緊急な財政状況又はその他のやむを得ない事情がある場合には、決定した月額支給額を一時的に減額することができるものとする。

6 前項の減額支給措置を行ったときは、直近の理事会に報告するものとする。

(支給日)

第4条 報酬の支給日は、本会の職員給与規程に準ずるものとする。

(退職金)

第5条 役員への退職金は支給しないものとする。

(通勤費)

第6条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給するものとし、支給の基準は本会の職員給与規程に準ずるものとする。

(費用)

第7条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もつて

支払うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、代議員総会の決議を経て行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。